

別記様式第7号(第5条関係)

公文書不存在通知書

蘭 観 号  
令和5年8月21日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行



2023年8月7日付けで請求のありました公文書の開示について、該当公文書が存在しませんので、蘭越町情報公開条例第15条の規定に基づき通知します。

<p>1 請求に係る公文書の名称又は内容</p>	<p>JRTに対する事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、作成されているはずの文書。</p> <p>1. 2019(R1)年8月26日第4回臨時会会議録で町長が発言した同年7月1日のJRTとの対応を記録した文書。なお、町幹部らは「雑談は記録しない」と公言するが、当該対応は雑談ではないので、とうぜん記録があるものと期待する。参照として、当該定例会の抜粋を添付する。</p> <p>2. 請求人が過去にJRTとのスキー場譲渡にかかる全ての打合せ記録を求めた際、町は2017(H29)年7月6日におけるJRTの自然公園法違反の対応を JRT と新聞報道の対応を協議した記録のみを開示した。しかしながら、1 で求めた文書のほかにも、スキー場の譲渡契約前後に JRT との雑談以外の記録を文書化したものが存在しなければならない。それら請求人に開示していない JRT に対する町の事務を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、作成されているはずの文書すべて。 なお、(一部)開示決定通知書には、請求内容全文を記載することを求める。</p>
<p>2 不存在の理由</p>	<p>上記開示請求文書1について、口頭での対応のため 不存在。 上記開示請求文書2について、口頭での対応及び未作成のため不存在。</p>
<p>3 担当課等</p>	<p>商工労働観光課</p>
<p>4 備考</p>	<p></p>

## 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。